

2005年10月11日

企業会計基準委員会 御中

財団法人 産業経理協会

「役員賞与に関する会計基準（案）」に対する意見の提出について

企業会計規準委員会名をもって平成17年9月7日付でコメントの募集が行われた企業会計基準公開草案第9号「役員賞与に関する会計基準（案）」につき、当財団としては、次の方々に審議委員を委嘱して数回にわたる審議を行った結果、以下の通り意見を取りまとめたので提出いたします。

記

審議委員長

法政大学大学院教授

秋 坂 朝 則

審議委員

公認会計士（新日本監査法人）

太 田 達 也

電通 経理局経理部主管

小 柳 肇

明治大学大学院教授

佐 藤 信 彦

明治製菓 経理部経理グループ

津 田 朋 基

公認会計士（監査法人トーマツ）

中 島 努

公認会計士（あずさ監査法人）

中 島 祐 二

日本大学講師

濱 本 明

東京電力 経理部決算グループマネージャー

文 挾 誠 一

日本電気 経理部主計室マネージャー

松 倉 博 之

公認会計士（中央青山監査法人）

山 岸 聡

公認会計士（中央青山監査法人）

綿 貫 知 芳

以上

連絡担当者：事業部長 小 野 均

「役員賞与に関する会計基準（案）」に対する意見

平成 17 年 9 月 7 日に公表された「役員賞与に関する会計基準（案）」（企業会計基準公開草案第 9 号）は、平成 16 年 3 月 9 日に公表された実務対応報告第 13 号が、会社法の制定により、役員賞与が役員報酬とともに役員の職務執行の対価と位置付けられたことから、見直されたものである。

役員賞与を発生した会計期間の費用として処理することには賛成である。

しかし、次の各点について問題がある。

- 1 企業会計基準公開草案第 9 号第 11 項は、役員賞与を原則として、引当金として計上するものとしているが、支給が確実と見込まれるときには、未払金として計上することも認めるべきである。
- 2 役員賞与について定款に算定方法等を定めた場合には未払計上が可能であるが、定款に定めがない場合には、合理的な見積もりにより引当て計上することになる。定款に定めがない場合、年度末時点であれば合理的な見積もりは可能であるが、利益水準に加え、それ以外の業績を考慮して役員賞与を支給している場合、四半期・中間期にその額を合理的に見積もることは実務上困難である。したがって、実務上の対応として、合理的な見積もりの範囲を適用指針などにより定めるべきである。
- 3 企業会計基準公開草案第 9 号第 12 項は、役員賞与を発生時の費用として処理することとなった場合に、会計基準の変更に伴う会計方針の変更として取扱うものとしているが、会計基準変更時及びその前期に役員賞与を支給していない会社についても会計方針の変更として注記しなければならないかを明らかにすべきである。また、このような場合に、会計方針の変更として取り扱うことは財務諸表に対する影響もなく、単に煩雑なだけなので、これまでの実務対応報告 13 号と同様に追加情報として扱うことも認めるべきであるとの意見もあった。

以上